

福岡県公報

令和3年1月5日
第164号

目次

告示(第1号-第13号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5

公告

○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	7
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について	(住宅計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	10
-------------------	-------	----

再掲

○家きん等の移動禁止の廃止	(畜産課)	12
---------------	-------	----

告示

福岡県告示第1号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年4月福岡県告示第618号及び第619号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 2 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年5月福岡県告示第782号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年7月福岡県告示第1084号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 4 号

次に掲げる病院は、令和2年12月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

病 院 の 名 称	所 在 地
医療法人かつき会香月病院	朝倉市下浦 715
明治記念病院	飯塚市川津 360 - 3

福岡県告示第 5 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久 留 米	322号	久留米市諏訪野町2774番1先から 久留米市諏訪野町2773番6先まで

福岡県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年8月7日農林水産省告示第1551号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに福岡市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和60年2月20日農林水産省告示第284号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年9月1日農林水産省告示第1847号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年5月19日農林水産省告示第1214号

- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直方	県道	福岡線	前	直方市新町一丁目448番1先から 直方市新町一丁目464番6先まで	34.8 ～ 37.6	94.7
			後	直方市新町一丁目447番4先から 直方市新町一丁目464番10先まで	23.0 ～ 26.2	89.9

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
直方	福岡線	直方市新町一丁目447番4先から 直方市新町一丁目464番10先まで

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

直方	県道	夏直 吉方	線	前	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	23.0 ～ 42.5	73.0
				後	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	20.5 ～ 35.1	

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	夏直 吉方 線	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年12月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル大刀洗店
(2) 所在地 三井郡大刀洗町鶴木1440-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
敷地北西側	192	敷地北西側	167
敷地西側	15		
合計	207	合計	167

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	敷地北西側及び南東側	2	敷地北西側及び南東側
1	敷地南東側		
3	合計	2	合計

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年12月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) スパイシーモール行橋
 (2) 所在地 行橋市南大橋六丁目651番1外、西泉六丁目2991番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
奥田金属株式会社	代表取締役 原田 昌直	北九州市門司区松原二丁目3番25号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
株式会社ニトリ	代表取締役 武田 政則	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年8月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,030.28平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
店舗建物敷地	271

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
A棟南側	29
B棟西側	10
C棟東側	10
A棟東側	10
合計	59

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟東側	108.0
B棟西側	12.5
合計	120.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
A棟内北東側	13.20
A棟内北側	16.20
B棟内南西側	3.50
合計	32.90

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社九州ケーズデンキ	午前9時00分	午後9時00分
株式会社ニトリ	午前9時00分	午後10時00分
未定	午前7時00分	午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地南東側、敷地東側	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 No. 1	24時間
荷さばき施設 No. 2	24時間

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和2年12月18日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字岸井および大字久路土の一部（豊前地区）	換地計画書の写し	令和3年1月5日から令和3年2月3日まで	豊前市役所 農林水産課

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
NPO法人筑紫	直方市大字頓野3090番地	直方市大字頓野3090番地	令和2年12月8日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市稲富字三角276番1、276番6から276番11まで、280番1から280番21まで、281番2、281番17から281番22まで、286番4及び286番5並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代947番の12

株式会社田中不動産

代表取締役 田中 秀保

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡大木町	令和2年12月1日から 令和3年6月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区区内	令和2年8月27日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市	令和2年12月1日から 令和3年3月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、用地測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区春吉二丁目	令和2年10月1日から 令和3年1月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

都市計画図基図の更新

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	令和2年11月11日から 令和3年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町	令和2年9月11日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市上深江（国道497号）	令和2年10月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市二丈波呂、二丈石崎（国道497号）	令和2年10月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市東、二丈武、二丈松国（国道497号）	令和2年10月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宗像市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

航空写真撮影（写真地図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宗像市・福津市	令和2年9月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字古原829番23、829番24、829番27、829番30及び829番33

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

那珂川市五郎丸一丁目108番地 シティハイムオレンジ2棟-1号室

大庭 邦弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字小園1031番1及び1031番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡767番地35 レガロラルーチェB号

藤崎 正寛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

築上郡築上町大字椎田887番1、887番2の一部、889番1、889番2の一部、891番2の一部、891番3及び901番5並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部（第一工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町長 新川 久三

収用委員会

福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定

したので、公告する。

令和3年1月5日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

大野城市

2 事業の種類

福岡広域都市計画道路事業7・5・1-108号中川久保線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県大野城市大字中	878番2	山林	342.08(342)平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積72.95平方メートル
	878番4	山林	729.16(729)平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積51.46平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 福岡県大野城市大字中878番2の土地所有者

	氏名	住所	持分
1	株式会社ネクステージ (登記簿閉鎖前商号) 代表清算人 高田 和也	福岡市中央区舞鶴三丁目2番19号 福岡市早良区大字脇山231番地	10000分の6
2	藤田 俊正	福岡県筑紫野市塔原西二丁目8番33号	10000分の817
3	中島 幹嘉	福岡県大野城市中一丁目18番18号	10000分の1707
4	石澤 美子	福岡県春日市春日原東町四丁目14番地	10000分の1445
5	大庭 恵子	福岡県太宰府市梅香苑四丁目12番3号	10000分の1052
6	太田 フジエ	福岡県太宰府市五条四丁目1番22号	10000分の2420

7	古賀 文敏	福岡市城南区長尾四丁目10番13号	10000分の1735
8	株式会社創建地所 代表清算人 水口 友佑	福岡市南区野間一丁目27番7号 福岡市博多区博多駅南二丁目10番25-901号コンフォール博多駅南	10000分の818

(2) 福岡県大野城市大字中878番4の土地所有者

	氏名	住所	持分
1	株式会社ネクステージ (登記簿閉鎖前商号) 代表清算人 高田 和也	福岡市中央区舞鶴三丁目2番19号 福岡市早良区大字脇山231番地	10000分の40
2	尾畑 雪江	福岡市早良区南庄二丁目14番5号	10000分の629
3	永嶋 龍一	福岡県大野城市中一丁目19番1号	10000分の535
4	谷口 信子	福岡県太宰府市青葉台一丁目11番59号	10000分の445
5	中村 トモ子	福岡県筑紫野市二日市西三丁目11番34号	10000分の492
6	小谷 ミサ子	福岡県筑紫野市二日市中央四丁目3番32号	10000分の396
7	丸岡 和美	福岡市東区箱崎四丁目6番25号	10000分の445
8	結城 美保子	福岡県太宰府市大佐野三丁目4番21号	10000分の445
9	久保 和敏	福岡県太宰府市国分四丁目2番30号	10000分の445
10	赤池 勝也	福岡県太宰府市水城六丁目24番15号	10000分の445
11	山本 清豪	福岡市博多区那珂三丁目25番15号	10000分の513
12	久家 ひとみ	福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵966番地3	10000分の513
13	小谷 君子	福岡県大野城市筒井一丁目7番5号	10000分の216
14	伊藤 広信	福岡市南区大楠一丁目26番13号	10000分の249
15	登記名義人 中村 美保子 法定相続人 中村 孝茂	福岡県太宰府市通古賀五丁目5番69号	60000分の1830

16	登記名義人 法定相続人	中村 美保子 柳 千重紀	神奈川県鎌倉市台五丁目3番4-309号	60000分の610
17	登記名義人 法定相続人	中村 美保子 笹内 佳絵	福岡県太宰府市通古賀五丁目5番70号	60000分の610
18	登記名義人 法定相続人	中村 美保子 中村 圭樹	埼玉県ふじみ野市苗間30番地12 デュエットⅡ F101	60000分の610
19	熊谷 憲二		福岡県大野城市上大利二丁目8番1-505号 東峰マンション上大利	10000分の618
20	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 石井 久美子	福岡市中央区平尾四丁目13番3号	120000分の1510
21	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 船津 壽美代	福岡市早良区有田五丁目2番17-403号 ユリマンション有田	120000分の1510
22	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 渡邊 美香	福岡県久留米市西町282番地16 S KマルベリーⅢ101号	120000分の1510
23	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 西村 伸吾	大阪市西成区玉出中二丁目12番14-411号	120000分の755
24	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 西村 佳也	福岡市博多区空港前二丁目19番15号 ヌーベルハイツ101号	120000分の755
25	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 石井 浩美	福岡市西区上山門二丁目11番10-6号 スペースイン上山門パークシティH101号	120000分の755
26	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 石井 裕美	福岡市西区上山門二丁目11番10-6号 スペースイン上山門パークシティH101号	120000分の755
27	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 石井 暢樹	香川県高松市東山崎町302番地1 プティーシャ204号	120000分の755
28	登記名義人 法定相続人	石井 美千代 石井 一規	大阪府豊中市曾根西町三丁目1番20-107号	120000分の755
29	井上 幸子		福岡県筑紫野市美しが丘北三丁目5番地12	10000分の503
30	藤岡 篤士		福岡県大野城市筒井五丁目10番14-509号	10000分の458
31	桐谷 和子		福岡県大野城市中二丁目8番11号	10000分の543
32	篠原 澄江		福岡市博多区昭南町二丁目2番12号	10000分の260

33	吉武 努	福岡市東区香椎照葉一丁目2番6-604号	10000分の445
----	------	----------------------	------------

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年12月18日

再 掲

福岡県告示第957号の2

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

次に掲げる告示は、廃止する。

- 家さん等の移動禁止（令和2年12月福岡県告示第877号の3）
- 家さん等の移動禁止の一部改正（令和2年12月福岡県告示第941号の2）
令和2年12月20日

福岡県知事 小 川 洋